

一般質問通告書

令和 7 年 8 月 26 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 14 番 藍原 章

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
② 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号1) 発言事項	高島市の小中学校での平和教育について伺う
要旨	<p>先月、8月16日安曇川公民館で開催された「令和7年度 高島市戦争犠牲者を追悼し平和を誓う市民の集い」に参加させていただきました。</p> <p>そこで大変に感銘を受けたことは、高島市遺族会様と市が地道に継続されてきた、次世代につなぐ高島市「平和の語り部」育成推進事業の取り組みであります。遺族会の皆様方も年々高齢となられ、先の大戦の悲慘な記憶と現在の平和の有り難さを誰よりも体験された皆様方の想いや声を若い世代が「平和の語り部」となって継承し、平和を誓う後継者を育てる素晴らしい取り組みに感謝いたします。</p> <p>本年は戦後80年の節目にあたり広島、長崎から発せられた「核は非人道的兵器」の訴えは、日に日にその重み増しています。昨年12月、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。「核が二度と使われてはならないことを、証言を通して示した」と高く評価されたからです。「核は非人道的」との訴えが世界に広がった証左であります。</p> <p>ところが今、核使用の脅威は高まっています。私たちはこれとどう向き</p>

合うのか、が問われています。

この脅威は2022年のロシアによるウクライナ侵略が契機となって、これ以降、ロシアのプーチン大統領が核による威嚇を繰り返しているからです。特に、昨年3月の「主権と独立維持のために、あらゆる兵器を使う」とのプーチン大統領の主張には、背筋が凍る思いです。しかし、こうした考えは核保有国に共通の論理です。

例えば、アメリカは、1961年に「核は違法と宣言した国連総会決議」に対し、「国連憲章は自衛権行使のために使用される兵器の種類について、如何なる制限も課していない」などと主張していました。また、国際司法裁判所は「核の威嚇・使用は国際法上許されるか」との国連総会からの諮問に対し、1996年に一般的には国際人道法の原則に反するが、国家存亡の危機に際しての自衛目的の場合は「合法か違法か明確な結論を出すことは出来ない」とする勧告的意見を示しています。

核保有国はこれを“核は絶対悪”に対する反論の根拠としています。

しかし、国家を守るためなら「どのような手段も許される」わけではありません。これが国際法の理念であり、非人道的兵器はこれまでも制限・禁止されてきました。

核戦争を阻止する核抑止論の是非だけを議論すると“国家の安全”だけが独り歩きをし「合法か違法か」の迷路にはまる。そこを乗り越えるのが、「核の非人道性」の認識であります。大量殺戮、世代を超える健康被害、環境破壊を招く核は、被爆者の方が訴えるように、人類とは共存できない兵器です。今再び、「核の非人道性」の訴えを広げていかなければなりません。

平和のために私達、大人がどのように行動するのか。子どもは大人の行動をよく見えています。「他人の不幸の上に、自分の幸福を築いてはならない」ユネスコ憲章の前文に「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とあります。

そこで、高島市の小中学校での平和教育について伺います。

- ① 高島市の平和教育のねらい、について。
- ② 平和学習についてどのような取り組みを行っていますか。
- ③ 体験活動は、どのような活動を実施していますか。
- ④ 地元・地域との連携はどうですか。